

第百六十四回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 三 号

平成十八年三月七日(火曜日)

午後五時十九分開議

出席委員

委員長 石原 伸晃君

理事 倉田 雅年君

理事 西川 公也君

理事 松島みどり君

理事 平岡 秀夫君

赤池 誠章君

太田 誠一君

柴山 昌彦君

西本 勝子君

松浪 健太君

森山 眞弓君

保岡 興治君

石関 貴史君

河村たかし君

森本 哲生君

保坂 展人君

今村 雅弘君

法務大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

法務委員会専門員

委員の異動

三月七日

辞任

近江屋信広君

柳本 卓治君

津村 啓介君

同日

補欠選任

西本 勝子君

松浪 健太君

森本 哲生君

補欠選任

近江屋信広君

松浪 健太君
森本 哲生君
柳本 卓治君
津村 啓介君

三月三日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

同月七日

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六六号)

同月二日

共謀罪の新設反対に関する請願(保坂展人君紹介)(第五三〇号)

同(石井郁子君紹介)(第五八七号)

国籍選択制度の廃止に関する請願(池坊保子君紹介)(第五八五号)

同(伴野豊君紹介)(第六二七号)

成人の重国籍容認に関する請願(池坊保子君紹介)(第五八六号)

同(伴野豊君紹介)(第六二八号)

は本委員会に付託された。

三月二日

共謀罪の新設反対に関する陳情書外一件(水戸市大町二の二の七五茂木博男外一名)(第一二八号)

は本委員会に参考送付された。

本日

の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○石原委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する

法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。杉浦法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○杉浦国務大臣

参議院の予算委員会がおくれています。

お待たせして申しわけございませんでした。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につ

きまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正

かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数

を増加しようとするものでありまして、以下、そ

の要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事の員数を四十人

及び判事補の員数を三十五人増加しようとするも

のでございます。これは、民事訴訟事件、労働関

係事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を

図るとともに、裁判員制度導入及び医療観察事件

処理の態勢整備を図る等のため、裁判官の員数を

増加しようとするものでございます。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を

三人増加しようとするものでございます。これ

は、民事訴訟事件、労働関係事件及び刑事訴訟事

件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員

制度導入及び医療観察事件処理の態勢整備を図る

等のため、裁判所書記官等を百五十一人増員する

とともに、他方において、裁判所の事務を簡素化

し、効率化すること等に伴い、裁判所事務官等を

百四十八人減員し、以上の増減を通じて、裁判官

以外の裁判所の職員の員数を三人増加しようとし

るものでございます。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法

律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くだ

さいますようお願いいたします。ありがとうございます。

○石原委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十日金曜日午前九時二十分理事

会、午前九時三十分委員会を開会することとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

案 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三

号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「二、五五七人」を「二、五九七人

に、「八八〇人」を「九一五人」に改める。

第二条中「二万二千八十三人」を「二万二千八十

六人」に改める。

附則

この法律は、平成十八年四月一日から施行す

る。

理由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理

を図るため、判事及び判事補の定員並びに裁判官

以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年三月十日印刷

平成十八年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B